

発議第9号

平成22年12月16日

対馬市議会議長 作元義文様

提出者 対馬市議会議員 小宮教義

賛成者 対馬市議会議員 齋藤久光

賛成者 対馬市議会議員 山本輝昭

アルミ3胴船（トリマラン）建造を船舶共有建造制度により  
実現することを求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条第2項及び会議規則第  
14条の規定により提出します。

## アルミ3胴船（トリマラン）建造を船舶共有建造制度により 実現することを求める意見書（案）

日本の西北端に位置する対馬市は、韓国に隣接する国境の島であり、九州本土まで138kmと遠く、本土までの海路は対馬島民の生活航路の要であります。現在まで、既存航路事業者の最善の努力で航路改善を図られてこられました。その壁は非常に高く、利便性は向上していないのが現状であります。

高速カーフェリー・アルミ3胴船（トリマラン）の導入は、苦境に喘ぐ対馬島民にとって、まさに救世主となり得るものであります。世界最先端の造船技術によるこの船は、時代の要請する高速化と、車両運搬能力との一体化による合理性の達成により対馬～博多間を片道2時間40分で結び、運賃の低廉化も実現できるものであります。

即ち、同船の就航は、対馬、壱岐両島民にとっては必要不可欠なものであります。そして、交流人口の飛躍的拡大は、観光産業のみならず、第一次産業にとっても大きなカンフル剤となるものです。また、島民の生活にとっても、福岡大都市圏への通院など、利便性を高めることは勿論であり、特に物流体制の確立は、対馬の漁業、農業などに多大なる貢献をすることは明白であり、本土への鮮魚や農産物等の出荷にも新しい可能性を生み出すことが期待できます。さらに、観光客も、本土との連携の充実により増加にもつながります。

アルミ3胴船（トリマラン）の就航を実現させて、既設航路企業との健全な競争と、共存共栄の理想的な航路の実現を願うものであります。

そのためには、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度に基づく融資の実現が不可欠であります。

以上のことを踏まえ、船舶共有建造制度に基づく融資の早期実現を望む意見を申し上げます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成22年12月16日

長崎県対馬市議会

### 【提出先】

国土交通大臣 様

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 様